

令和8年9月3日

変 更 公 告

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

(公 印 省 略)

令和8年8月25日付公告第KG07号「春日井駐屯地樹木剪定及び伐採」に係る一般競争入札を下記のとおり変更する。

公 告

【変更前】

5 保証金

入札保証金：納付（ただし、細部は注意事項による。）

契約保証金：免除

【変更後】

5 保証金

入札保証金：免除

契約保証金：免除

仕様書

【変更前】

3 契約期間

ただし、電気設備付近の作業であるため、停電日（令和8年10月31日又は11月1日）に作業することを基準とする。

【変更後】

3 契約期間

ただし、電気設備付近の作業であるため、監督官が指定する停電日（令和8年11月7日又は11月8日）に作業することを基準とする。

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6QHY1KG00240		6RSL1AV0042 0001								
品名 または 件名										
春日井駐屯地樹木剪定及び伐採										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊春日井駐屯地				春日井駐業管理科						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
長江事務官（内線：372）				令和9年3月31日（水）						

- 2 競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。
- 3 契約条項を示す場所
陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。
- 4 説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年9月9日（水）9時00分 春日井駐屯地会計隊入札室
- 5 保証金
入札保証金：納付（ただし、細部は注意事項による。） 契約保証金：免除
- 6 落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争
- 7 注意事項
別紙のとおり

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6QHY1KG00240		6RSL1AV0042 0001								
品 名 または 件名										
春日井駐屯地樹木剪定及び伐採										
部 品 番 号 または 規 格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単 位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊春日井駐屯地				春日井駐業管理科						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
長江事務官（内線：3 7 2）				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年9月9日（水）9時00分 春日井駐屯地会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

春日井駐屯地樹木剪定及び伐採

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	設 計 者
					
陸 上 自 衛 隊 春 日 井 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科 営 繕 班					

仕 様 書

- 1 件 名 春日井駐屯地樹木剪定及び伐採
- 2 場 所 愛知県春日井市西山町無番地
陸上自衛隊春日井駐屯地
- 3 契約期間 契約締結日～令和9年3月31日
ただし、電気設備付近の作業であるため、停電日（令和8年
10月31日又は11月1日）に作業することを基準とする。

- 4 概 要
- (1) 樹木の剪定・処分・・・カイヅカイブキ 2本
- (2) 樹木の伐採・処分・・・カイヅカイブキ 1本

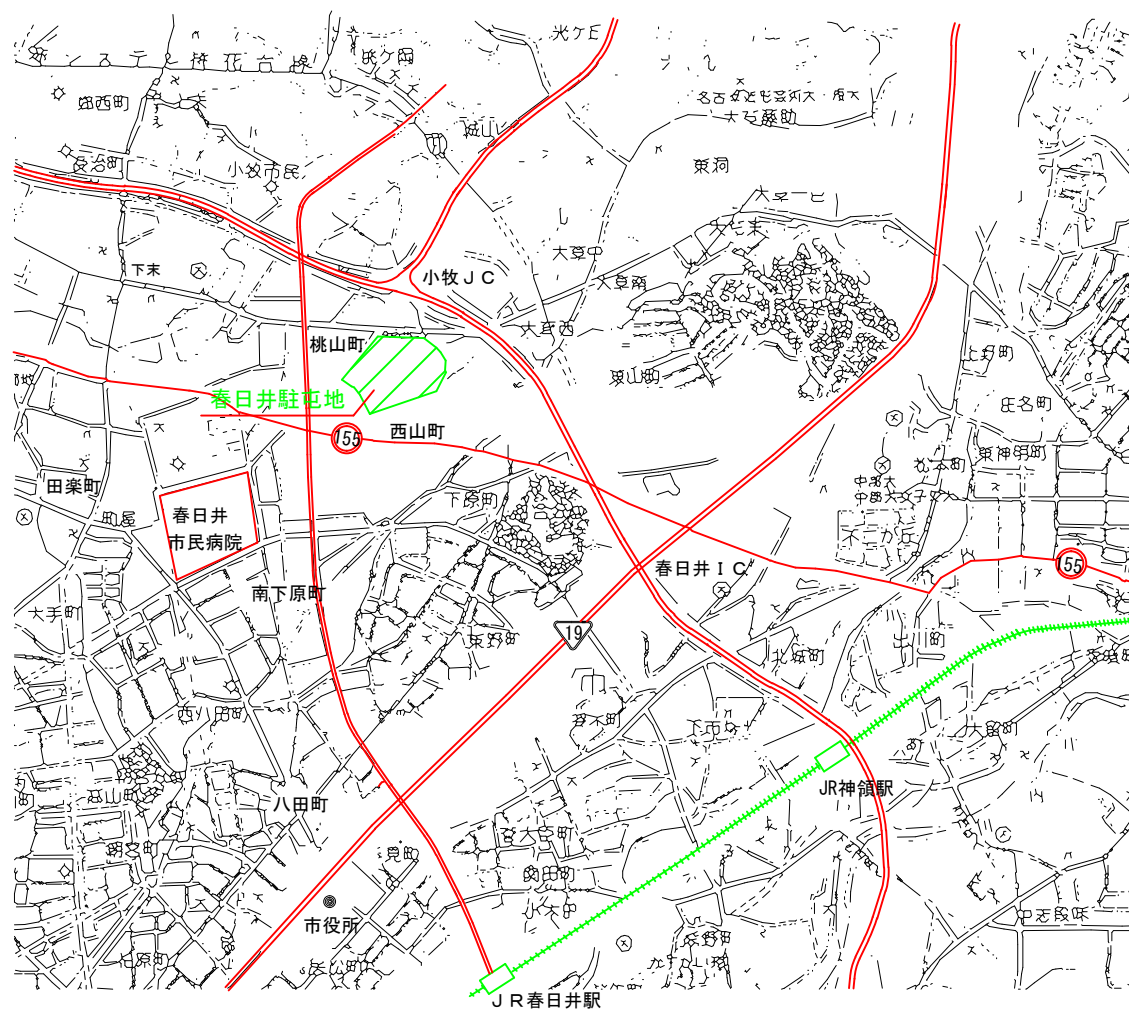
- 5 一般事項
- (1) 本役務において本仕様書及び図面による他、関係諸規則の取扱要領に従い実施する。また、仕様書及び役務実施に際し疑義又は不明な点が生じた場合は、事前に監督官と協議したその後指示に従い、仕様書及び図面に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項は、請負者の責任において実施する。
- (2) 役務実施に際し、関係各法規・条例等を厳守し各種事故発生に十分注意する。特に転落防止等の措置を確実に行う。
- (3) 実施場所は常に整理整頓を行うものとする。
- (4) 本役務に必要な全ての使用機材及び電気、水道等の準備のほか、一切の費用は請負側の負担とする。
- (5) 駐屯地内における入門手続き、車両規制及び行動は自衛隊側の諸規則に従う。特に請負業者は役務実施場所以外にみだりに立入らないこと。
- (6) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると共に請負者の責任において原型に復旧又は賠償するものとする。
- (7) 役務中故障等異常を発見した場合、速やかに監督官に報告し、故障と共に請負者の責任において原型に復旧又は賠償するものとする。
- (8) 本役務実施前に工程表を提出し、監督官の承認を得るものとする。
- (9) 作業写真は、履行前・各工程毎・完了後・隠れ部分・監督官の指示する箇所を撮影し、カラー写真をA4版アルバム等に整理の上、提出する。
- (10) 役務実施時間は、平日の08：30～17：00までとし、時間外に作業を行わないものとする。
- (11) 本仕様書及び図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複製または閲覧（SNS等への投稿を含む。）させてはならない。

- 6 特記事項
- (1) 細部日時については事前に監督官と調整を行い、その指示に従う。
- (2) 伐採作業等について
- ア 作業場所周辺の電気設備（電線等）に損傷を与えないよう、十分に注意して作業を行うこと。
- イ 伐採後は処分を実施し、処分の証明になるものを提出すること。
- ウ 作業場所への立ち入りの際は、監督官の指示に従うものとする。
- エ 作業場所は、不整地であるため、十分に注意し安全管理を徹底して作業を行うこと。
- (3) 国が貸与する資料は、取扱に十分注意を払い情報管理を徹底し、業務中に知り得た情報についても、部外者等に漏洩しないようにする。
- (4) 伐採した樹木等の運搬の際、道路交通法を遵守すること。
- (5) 本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これらに該当するものが、下記の何れかに該当する場合には、入札への参加及び関係者として自衛隊施設へ立ち入ることは認めない。
- ア 発注者との契約に違反する行為を認められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者
- イ 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者

- 7 提出書類
- (1) 工程表 …… 1部
- (2) 着手・完了届 …… 各2部
- (3) 現場代理人等通知書（経歴書含む） …… 1部
- (4) 内訳明細書 …… 1部
- (5) 処分の証明になるもの …… 1部
- (6) 作業日誌 …… 1部
- (7) 作業写真 …… 1部
- (8) その他、指示した書類 …… 必要に応じて

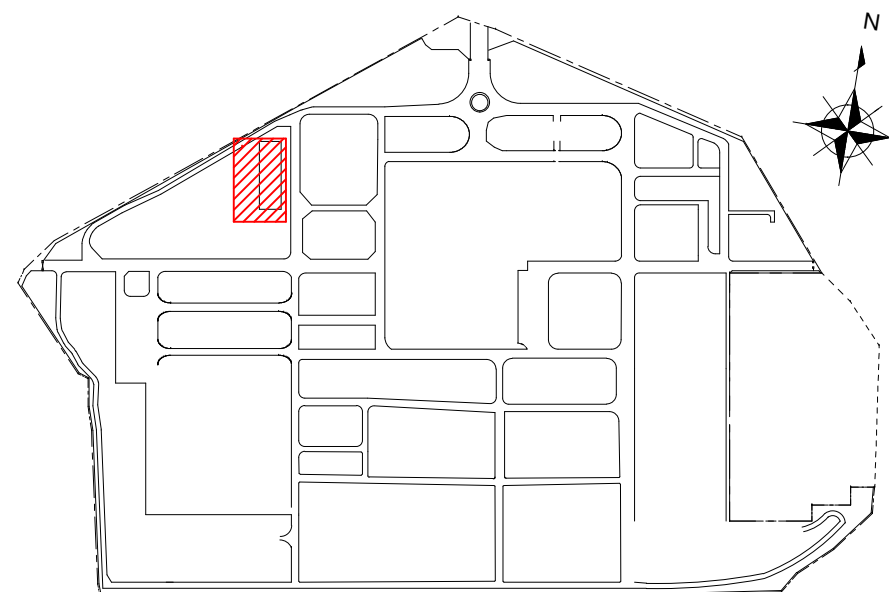
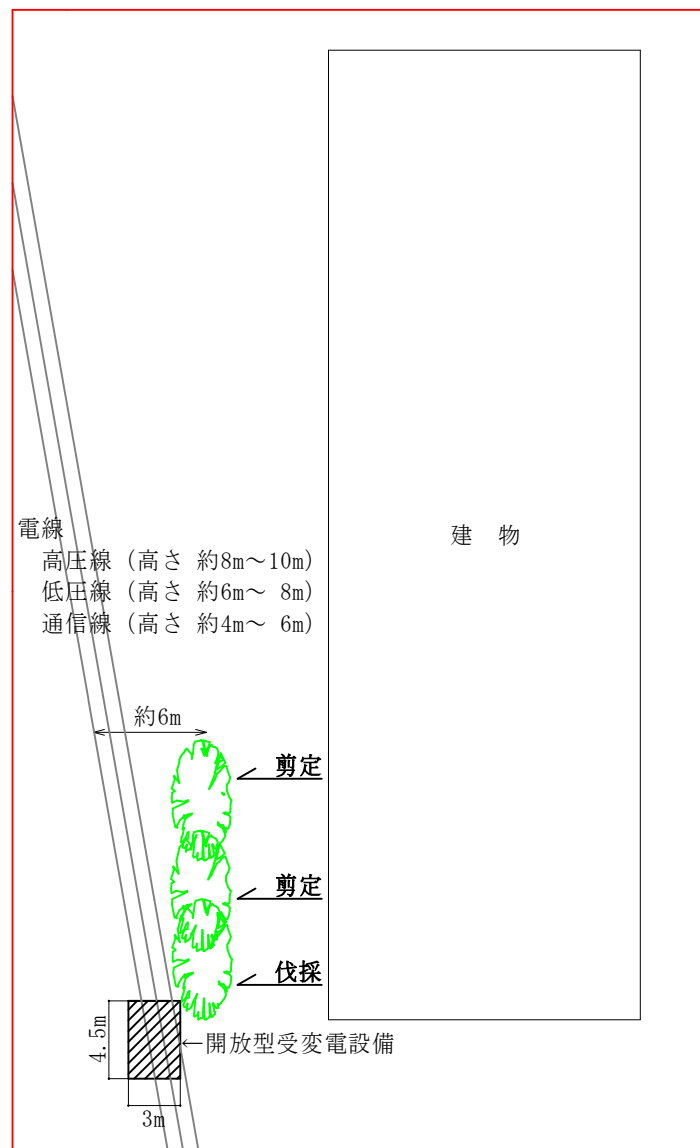
- 8 完了検査
- 本役務は、検査官の合格（現地及び書類）をもって完了とする。

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図 番	1 / 3
図 名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



駐屯地案内図

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図 番	2 / 3
図 名	駐屯地案内図	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



駐屯地配置図



注1) 各樹木の高さは、約7～8メートルである。
注2) 伐採高さは、地表から15cm以内とする。

剪定要領

件名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図番	3 / 3
図名	駐屯地配置図・剪定要領	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			

春日井駐屯地樹木剪定及び伐採

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採				
業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	施設管理	設 計 者
					
陸 上 自 衛 隊 春 日 井 駐 屯 地 業 務 隊 管 理 科 営 繕 班					

仕 様 書

- 1 件 名 春日井駐屯地樹木剪定及び伐採
- 2 場 所 愛知県春日井市西山町無番地
陸上自衛隊春日井駐屯地
- 3 契約期間 契約締結日～令和9年3月31日
ただし、電気設備付近の作業であるため、監督官が指定する
停電日（令和8年11月7日又は11月8日）に作業するこ
とを基準とする。
なお、上記の停電日は変更されることがある。

- 4 概 要
- (1) 樹木の剪定・処分・・・カイヅカイブキ 2本
- (2) 樹木の伐採・処分・・・カイヅカイブキ 1本

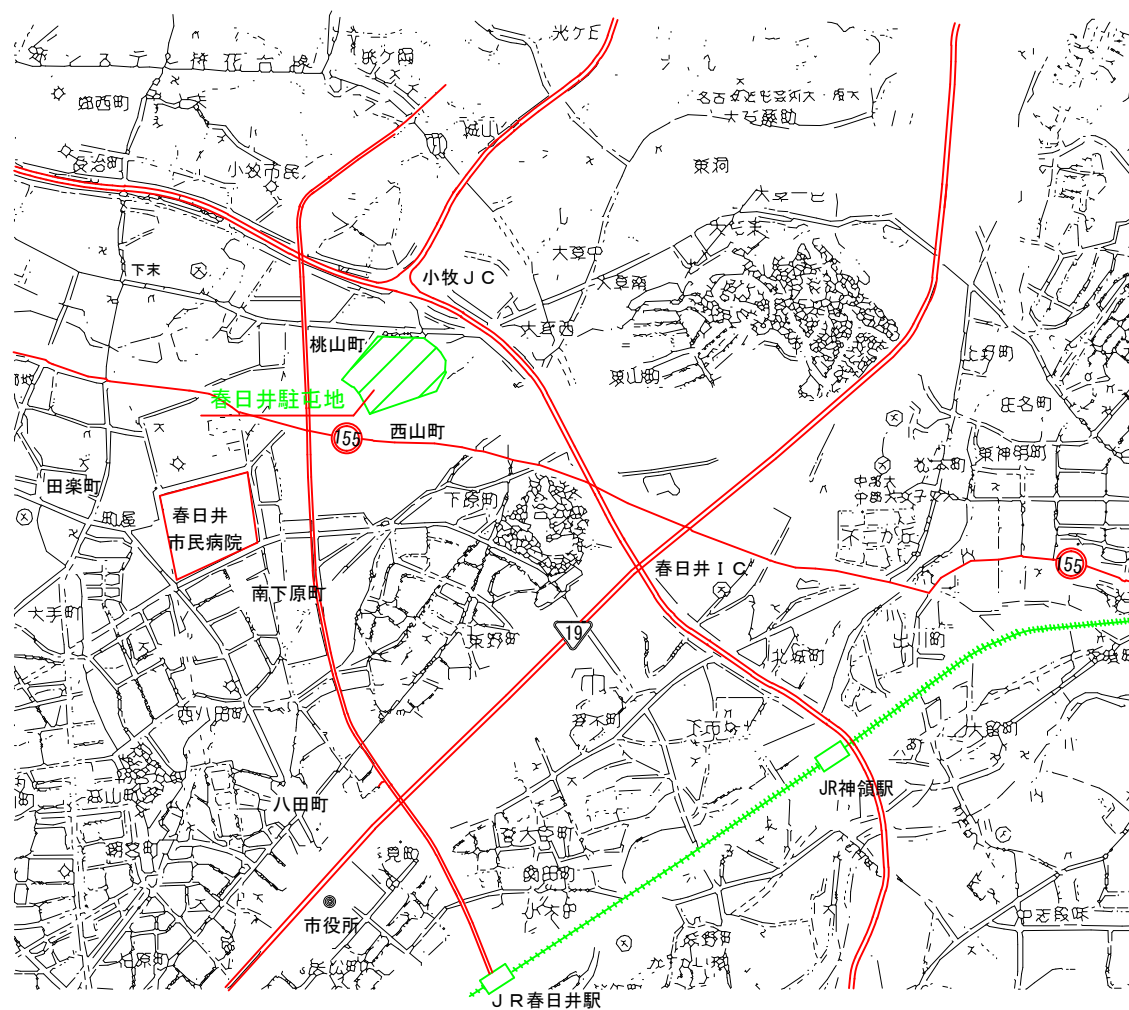
- 5 一般事項
- (1) 本役務において本仕様書及び図面による他、関係諸規則の取扱要領に
従い実施する。また、仕様書及び役務実施に際し疑義又は不明な点が生
じた場合は、事前に監督官と協議したその後指示に従い、仕様書及び図
面に記載なき事項といえども技術上当然実施すべき事項は、請負者の責
任において実施する。
- (2) 役務実施に際し、関係各法規・条例等を厳守し各種事故発生に十分注
意する。特に転落防止等の措置を確実に行う。
- (3) 実施場所は常に整理整頓を行うものとする。
- (4) 本役務に必要な全ての使用機材及び電気、水道等の準備のほか、一切
の費用は請負側の負担とする。
- (5) 駐屯地内における入門手続き、車両規制及び行動は自衛隊側の諸規則
に従う。特に請負業者は役務実施場所以外にみだりに立入らないこと。
- (6) 役務中に施設等に損傷を与えた場合は、速やかに監督官に報告すると
共に請負者の責任において原型に復旧又は賠償するものとする。
- (7) 役務中故障等異常を発見した場合、速やかに監督官に報告し、故障に
共に請負者の責任において原型に復旧又は賠償するものとする。
- (8) 本役務実施前に工程表を提出し、監督官の承認を得るものとする。
- (9) 作業写真は、履行前・各工程毎・完了後・隠れ部分・監督官の指示す
る箇所を撮影し、カラー写真をA4版アルバム等に整理の上、提出する。
- (10) 本仕様書及び図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複
製または閲覧（SNS等への投稿を含む。）させてはならない。

- 6 特記事項
- (1) 細部日時については事前に監督官と調整を行い、その指示に従う。
- (2) 伐採作業等について
- ア 作業場所周辺の電気設備（電線等）に損傷を与えないよう、十分に
注意して作業を行うこと。
- イ 伐採後は処分を実施し、処分の証明になるものを提出すること。
- ウ 作業場所への立ち入りの際は、監督官の指示に従うものとする。
- エ 作業場所は、不整地であるため、十分に注意し安全管理を徹底して
作業を行うこと。
- (3) 国が貸与する資料は、取扱に十分注意を払い情報管理を徹底し、業務
中に知り得た情報についても、部外者等に漏洩しないようにする。
- (4) 伐採した樹木等の運搬の際、道路交通法を遵守すること。
- (5) 本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これらに該当
するものが、下記の何れかに該当する場合には、入札への参加及び関係者と
して自衛隊施設へ立ち入ることは認めない。
- ア 発注者との契約に違反する行為を認められた場合に、これを拒む権利を
実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者
- イ 国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国
又は地域に該当する者

- 7 提出書類
- (1) 工程表 …… 1部
- (2) 着手・完了届 …… 各2部
- (3) 現場代理人等通知書（経歴書含む） …… 1部
- (4) 内訳明細書 …… 1部
- (5) 処分の証明になるもの …… 1部
- (6) 作業日誌 …… 1部
- (7) 作業写真 …… 1部
- (8) その他、指示した書類 …… 必要に応じて

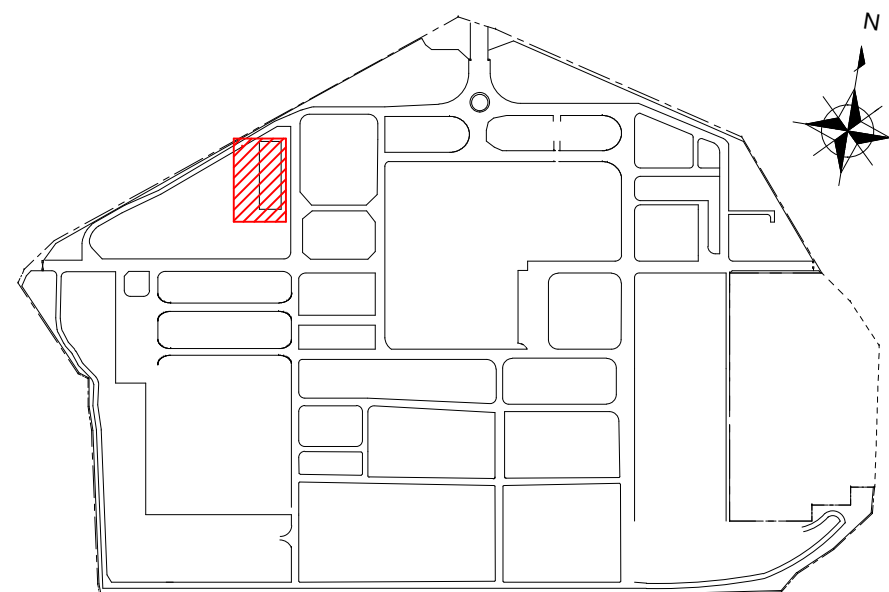
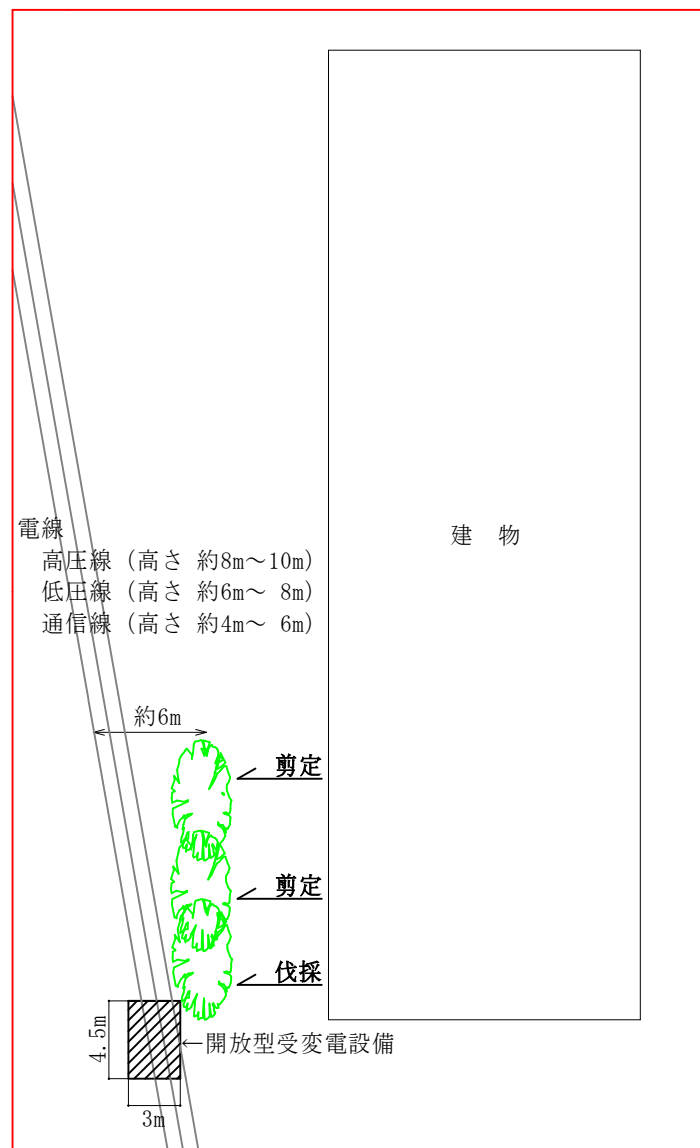
- 8 完了検査
- 本役務は、検査官の合格（現地及び書類）をもって完了とする。

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図 番	1 / 3
図 名	仕様書	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



駐屯地案内図

件 名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図 番	2 / 3
図 名	駐屯地案内図	縮 尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			



駐屯地配置図



注1) 各樹木の高さは、約7～8メートルである。
注2) 伐採高さは、地表から15cm以内とする。

剪定要領

件名	春日井駐屯地樹木剪定及び伐採	図番	3 / 3
図名	駐屯地配置図・剪定要領	縮尺	—
陸上自衛隊春日井駐屯地業務隊管理科営繕班			